

● 新しい総合事業が始まりました

介護保険制度の改正に伴い、全国一律のサービスであった要支援認定者が対象の訪問介護と通所介護が、平成29年4月から、市が実施する「新しい総合事業」に移行したほか、市独自のサービスを開始しました。

平成29年3月まで

平成29年4月から

介護予防サービス (要支援1・2)

- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 福祉用具貸与…など

現行どおり

介護予防サービス (要支援1・2)

- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 福祉用具貸与…など

新しい総合事業に移行

- 訪問介護
(ホームヘルプサービス)



- 通所介護 (デイサービス)



新しい総合事業 (要支援1・2・事業対象者)

- 訪問型サービス
◇国基準訪問型サービス (現行どおり)

- 市独自 ◇訪問型サービスA (生活援助のみ)



- 通所型サービス
◇国基準通所型サービス (現行どおり)

- 市独自 ◇通所型サービスC (3～6か月の短期集中型)



1 新しい総合事業における訪問型サービス(ホームヘルプサービス)

◇国基準訪問型サービス(現行の訪問介護相当サービス)

ホームヘルパーが訪問し、身体介護(入浴や食事の介助等)、または身体介護を伴う生活援助(利用者を見守りながら一緒に調理等)を行います。

◆自己負担の目安(1か月につき)

	1割負担の方	2割負担の方
週1回程度の利用	1,172円	2,344円
週2回程度の利用	2,342円	4,684円
週3回程度の利用(要支援2相当のみ)	3,715円	7,430円

◇訪問型サービスA 新設

一定の研修を受けたホームヘルパー等が訪問し、生活援助(調理、洗濯、掃除等)を行います。

◆自己負担の目安(1か月につき)

	1割負担の方	2割負担の方
週1回程度の利用	972円	1,944円
週2回程度の利用	1,944円	3,888円

※訪問型サービスAの利用時間は1回60分までで、1回につき243円(2割負担は486円)の利用料となります。また、利用回数は週2回までです。

2 新しい総合事業における通所型サービス(デイサービス)

◇国基準通所型サービス(現行の通所介護相当サービス)

デイサービスセンター等で、食事や入浴などの日常生活上の介護、体操やレクリエーション等を日帰りで行います。

◆自己負担の目安(1か月につき)

	1割負担の方	2割負担の方
週1回程度の利用(要支援1・事業対象者)	1,655円	3,310円
週2回程度の利用(要支援2・事業対象者)	3,393円	6,786円

◇通所型サービスC 新設

デイサービスセンター等で、3～6か月間、筋力トレーニング等の運動機能の向上、または摂食・嚥下等の口腔機能の向上のための訓練を、日帰りで行います。

◆自己負担の目安(1か月につき)

	1割負担の方	2割負担の方
運動を週1回1時間(送迎付き)	940円	1,880円
運動を週1回2時間(送迎付き)	1,504円	3,008円
運動を週1回1時間行い、月1回運動後に口腔機能訓練を1時間(送迎付き)	1,081円	2,162円

※運動は週1回、1時間または2時間、口腔は月1～2回、1時間の利用となり、利用料は1時間につき1,411円(2割負担は2,822円)です。送迎は、別途片道47円(2割負担は94円)の利用料が必要です。

高齢者の介護サービスの全体像(平成29年4月1日以降)

